



青空と眩しい太陽で真夏の到来を感じるようになりました。

皆様お変わりなくお過ごしでしょうか。

今年は3年ぶりに行動制限のない夏を迎え、新型コロナウイルス感染は、自分自身で気を付け対策をおこなっていくということに重点が置かれ始めています。

現在、海外からの入国については順調に進んでおり、制限を設けるという情報はありません。組合としてもアンテナを高くしつつ、素早い対応が出来るよう業務を行っています。

■改めて感染防止対策の徹底をお願いいたします

7月後半より、新型コロナウイルス陽性者数が右肩上がりが増加しています。8月はさらに陽性者数が増加することが見込まれており、医療機関などにもかかりづらい状況が想定されます。

実習実施者の皆様も含めて改めて「**技能実習生への感染防止対策の周知・徹底**」を行っていただくよう、ご協力をお願いいたします。



■感染を広げないために引き続き気を付けていただきたいこと

- 多人数が集まる場所（特に室内）では、滞在時間短くし・マスク・消毒などを徹底する
- 複数人で室内に長くともどまる場合、換気を定期的に行うようにする（会食などは極力しない）
- 職場で体調不良や発熱が確認された場合、早期に抗原検査や医療機関でPCR検査を受ける
- ワクチン接種をできるだけ行う

■夏季に起こりやすい事故への防止対策について

あゆみの7月号でもお伝えしましたが、この時期は「**熱中症**」「**食中毒**」「**水難事故**」など様々なトラブルにあいやすくなっています。

特に日本での夏を経験していない新たに配属された技能実習生にとっては不慣れで情報不足なため、事故にあってしまう可能性が高くなっております。実習実施者の皆様におかれては**日頃の生活指導とあわせて、事故防止の指導を繰り返し行っていただく**ようお願いいたします。



●海・川での水難事故防止

先日、**神栖市波崎の海岸**で中国籍の技能実習生がおぼれ、**死亡する事故**がありました。

暑さが厳しくなるこの時期は、海水浴や川へ出かけることが予想されます。

いつ、どこへ、誰と出かけるか、何時に帰るかなど情報共有のための報告を徹底するようにしてください。



●熱中症対策

特に作業中は水分補給をしやすいように準備をし、**服装は作業に支障のない範囲で涼しいもの**を利用させたりする対策の指導をお願いします。

また、マスクについては、人が近くにいない、会話がないうちは外して行動してもいいように、外してよい場合、悪い場合を事前に取り決めて、技能実習生に説明してください。



●食中毒防止

食材や作り置きした食べ物を冷蔵庫などに入れず放置しないように指導してください。



●自転車運転時の交通事故防止

自転車にも道交法上、各種罰則があります。「**飲酒運転**」「**スマホ操作・喫煙などしながらの片手運転**」「**並んでの走行**」などは**処罰の対象**となります、交通ルールを守るよう指導をお願いします。



●火災事故防止

ガスコンロやバーベキュー等の**火災の原因**となりやすい器具の扱い方や、調理中に**その場を離れない**よう注意をお願いします。



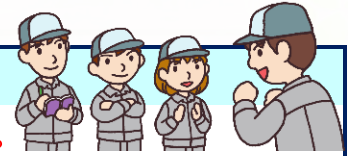
■新しい技能実習生への対応・接し方について

4月以降、新しい技能実習生が続々と入国・配属となっています。今回は、技能実習生が少しでも早く職場になじみ、仲間として仕事に取り組めるよう、技能実習生への対応・接し方についてポイントをご紹介します。

●指導の際には「わかりやすく」を心がける

指示・指導をするときには、単純・明確な指示を心がけてみてください。

「このくらいは察してくれるだろう」「こんな程度も理解できないのか」と思ってしまう前に、わかりやすい言葉で指導をしていたかと思い返してみてください。また、ふりがなを振ったマニュアルや、小型のホワイトボードなどを説明の際に併用するなど効果的です。



●過度のプレッシャーをあたえない

「やってみせ、言って聞かせて、させてみて、ほめてやらねば人は動かず」

指導の際は、厳しすぎる指導や激しい言動を発しないよう気をつけてください。
(バカ・アホ・何度言えば分かるんだ！・そんなことも分からないのか！等)



技能実習生は外国人であるとの認識を持ち、特に配属直後は作業能力や日本語の理解力に差があることを理解していただき、**日本人従業員と同じ感覚で指導を行わない**ようにしてください。

「今までこれでやってきた」「こんなの普通だ」という発想は、**技能実習生との関係を構築する上で障害となりやすい**事柄です。言葉の意味の受け取り方、口調や表情からの感情の受け止め方は人それぞれであり、さらに習慣・文化が違う場合はその差が大きくなります。

指導に多大なプレッシャーを感じるようになると、指導員に対して距離をとり、理解する事よりも早く終わらせたいと考えるようになり、いい加減な反応や対応を返すようになります。

■組合による監査について

8月16日から組合による監査を実施いたします。組合よりお渡しさせていただいているファイル内にあるチェックシートで自主点検を実施していただき、監査がスムーズに行えるように事前の準備をお願いいたします。下記に監査の際、指導となることが多い内容を紹介いたしますので、確認をお願いします。

■月の残業時間が45時間を超えた場合の連絡がないため届け出が遅れる

月の残業時間が45時間をこえて残業を実施した場合には、実習機構に対して「軽微変更届」を提出する事が義務付けられています。これは「月ごとに都度提出」をしなければなりません。残業時間が規定を超えた場合には、組合への連絡と出勤簿（実習日誌）の提出をお願いいたします。

■実習日誌・有給休暇管理簿の記入漏れ

実習日誌や有給休暇管理簿をまとめて記入をしようとする、と、どんどん後回しとなり未記入や記入漏れを招くことになります。日々の記入を心掛けてください。

■定期健康診断の未実施

定期健康診断は1年ごとの実施が必要です。スケジュールを確保していただき実施してください。

■水光熱費の領収書未保管

技能実習生が使用する宿舍の水光熱費の領収書は、技能実習生が負担する水光熱費についての根拠となる資料となりますので、保管をお願いします。



■今後の行事予定

8月5日(木)	・技能実習生 帰国対応 (中国)	8月30日(火)	・ 技能評価試験 (鉄工専門級・会場：岩瀬鉄工建設(株))
8月16日(火)~ 25日(木)	・ 組合による監査	9月2日(木)	・技能実習生 帰国対応 (中国)
8月25日(木)	・技能実習生 帰国対応 (ベトナム)	9月21日(木)	・ 技能評価試験 (鉄工上級・会場：(株)丸北工業)

組合ホームページでも随時
情報発信中です是非ご覧ください

鹿島人材養成事業協同組合

検索

ホームページ
QRコード→



(発行) 鹿島人材養成事業協同組合

〒314-0254 茨城県神栖市太田 523-27 TEL 0479-46-0444